

団体総合生活保険のご案内

団体長期障害所得補償(GLTD)・所得補償

団体割引25%
適用により
保険料が

25%
割引

「まさか」のことは突然起こる！家計にやさしく、万に備える

武田薬品工業にお勤めされていた方向けの団体制度です。
現在、他社にお勤めでもご加入が可能です!!



申込締切日 2025年9月30日(火)

| | |
|----------|--|
| 保険期間 | 2025年12月1日午後4時から2026年12月1日午後4時まで |
| 保険料の払込方法 | ご指定の口座より2026年2月27日に引き落とします(一時払)。 |
| ご加入方法 | 「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、株式会社近江屋へご提出ください。 |

※このチラシは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。ご加入(同じ内容で更新する場合があります。)にあたっては、必ず募集パンフレット等に記載の「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

※現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までに、ご加入者の方からのお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度の募集パンフレット等に記載の改定後の保険料・補償内容等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。

※保険の対象となる方またはその家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

引受幹事保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社および引受割合等については、募集パンフレット等に記載の「重要事項説明書」をご確認ください。



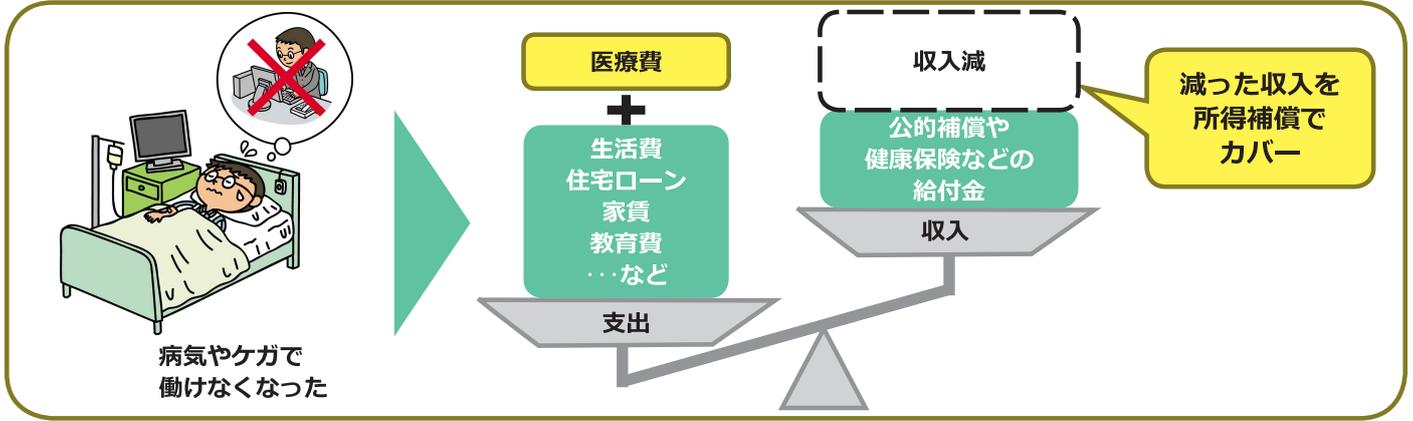
所得補償(病気やケガで働けない時への備え)

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1(4日)を超えた場合に、最長1年保険金をお支払いします。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。

こんな時はおまかせください



所得補償 病気やケガで 働けない時への 備え

もしも病気やケガで働けなくなったら...

【2人以上の勤労者世帯の1世帯あたり】

1か月の生活費
全国平均約 **318,000円** *1

生活費の一部をお届けする保険をおすすめします！

【保険金お支払い事例】

病気で入院し、5か月19日間就業不能に！

1タイプ(1口あたりの月額保険金額6.5万円)に4口加入の場合



<受取保険金額> **143万円**

計算式：(26万円×5か月)+(26万円×15日/30日)

40歳(男女共通)の場合

一時払保険料は **40,160円**

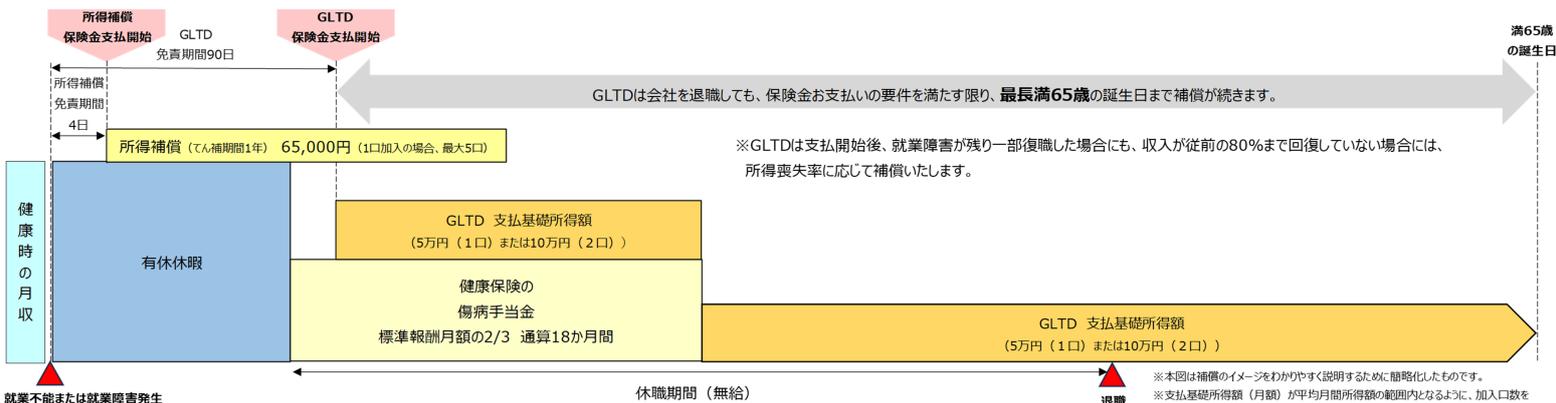
基本級別1級の場合



上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

*1 出典：総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)2023年(令和5年)」をもとに東京海上日動にて作成

補償のイメージ図(65歳満了タイプ)





団体長期障害所得補償(G L T D)(定額型)

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1(90日)を超えた場合に、最長満60歳または最長満65歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします(ご加入タイプにより異なります)。

ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、ご加入タイプにより異なります。
<補償される金額(支払基礎所得額)・保険料表>をご確認ください。

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

[認知症・メンタル疾患補償特約] <追加補償>

メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。*1

*1 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間はご加入タイプにより異なります。
<補償される金額(支払基礎所得額)・保険料表>をご確認ください。

[妊娠に伴う身体障害補償特約] <追加補償>

妊娠に伴う病気やケガの場合に保険金をお支払いします。

[天災危険補償特約] <追加補償>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に保険金をお支払いします。

団体長期障害 所得補償

病気やケガで 長期間働けない時 に備える



もしも病気やケガで長期間働けなくなったら・・・

(2人以上の勤労者世帯の1世帯あたり)

1か月の生活費
全国平均約 **318,000円** *1

毎月の生活費、ローンの支払い、将来のお子様の教育費、さらに医療費や介護費用も・・・



傷病による長期間働けないリスクに備えられます!

【保険金お支払い事例】脳梗塞で倒れた場合・・・

BMタイプ(1口あたりの支払基礎所得月額5万円)に2口ご加入の場合

脳梗塞で入院、免責期間90日を超え、その後も5年間全く働けず、業務復帰後も9年間体調が戻らずに以前と同じ時間働くことができなかったため、その間の所得は半分になった。

<受取保険金額> **1,140万円**

計算式: 全く働けなかった5年間 (10万円×5年)+
所得が半分になった9年間(10万円×50%×9年)

40歳(男性)の場合

一時払保険料は **18,660円**

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

*1 出典: 総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)2023年(令和5年)」をもとに東京海上日動にて作成

補償のイメージ図をご確認ください。

■ 所得補償 保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間
団体割引：25%

| 型 | | 本人型 | | |
|--------------|--------|----------------------|---|---------------------|
| タイプ名 | | 1タイプ | | |
| 職種 | | 一般事務従事者等 (基本級別1級) | 研究者・研究員 (危険物を取り扱うものを除く)等 (基本級別2級) | 医薬品製造工等 (基本級別3級) |
| てん補期間*1 | | 1年 | | |
| 免責期間 | | 4日 | | |
| 加入限度口数 | | 5口 | | |
| 所得補償保険金額(月額) | | 6.5万円 | | |
| 保険料 (一時払) | 40～44歳 | 10,040円 | 11,540円 | 13,560円 |
| | 45～49歳 | 11,820円 | 13,600円 | 15,940円 |
| | 50～54歳 | 13,640円 | 15,700円 | 18,410円 |

■ 団体長期障害所得補償(GLT D)(定額型) 補償される金額(支払基礎所得額)・保険料表(1口あたり)

保険期間：1年間、団体割引：25%

てん補期間*1：60歳満了タイプは満60歳の誕生日まで、65歳満了タイプは満65歳の誕生日まで(60歳以上の場合は5年)

| 型 | | 本人型 | | | |
|---|--------|----------|---------|----------|---------|
| 最長年齢 | | 60歳満了タイプ | | 65歳満了タイプ | |
| タイプ名 | | BFタイプ | BMタイプ | DFタイプ | DMタイプ |
| 性別 | | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 |
| 免責期間 | | 90日 | | 90日 | |
| 加入限度口数 | | 2口 | | 2口 | |
| 支払基礎所得額(月額) | | 5万円 | | 5万円 | |
| 認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約(D)) (てん補期間*1：5年) | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 妊娠に伴う身体障害補償特約 | | ○ | — | ○ | — |
| 天災危険補償特約 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 保険料 (一時払) | 40～44歳 | 12,030円 | 9,330円 | 13,710円 | 10,360円 |
| | 45～49歳 | 15,890円 | 12,720円 | 19,630円 | 15,340円 |
| | 50～54歳 | 17,080円 | 14,720円 | 25,130円 | 21,080円 |

※各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「—」の記載がある特約はセットしていません。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢*2や性別によって異なります。

※上記以外の年齢の保険料については代理店へお問い合わせください。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

お問い合わせはこちらまで

代理店 株式会社近江屋
本社 住所：〒541-0045 大阪市中央区道修町2-3-8 武田北浜ビル5階
TEL：0120-61-0038 FAX：06-6204-2376
受付時間：平日午前9時～午後5時30分
MAIL：oumiya@oumiya-hoken.co.jp
WEB：http://www.oumiyaltd.com/

【保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)
関西営業第一部 営業第一室
住所：〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12
TEL：06-6203-1510
(受付時間：平日午前9時～午後5時)